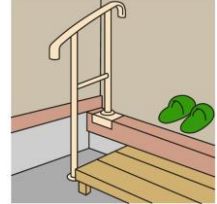


住宅改修の手続きについて

《ご利用できる方》

- 1 現在、お住まいの住宅の改修であること。(被保険者証に記載された住所地をさします。)
⑨入院・入所中の方は、原則として利用できません。
- 2 要介護等の心身の状況や住宅の状況等に照らして必要な改修であること。(介護保険の保険給付対象種類以外等の住宅改修は全額自己負担となります。)
- 3 要介護・要支援認定を受けていること。
- 4 介護保険料を滞納していないこと。
- 5 住宅改修費の支給限度基準額(20万円)を使い切っていないこと。
⑩20万円を限度とし、9割を支給します。



《住宅改修の種類》

- 1 手すりの取付
廊下・トイレ・浴室・玄関などに、転倒予防、移動や移乗の手助けのために取付ける手すり(工事を必要とするものに限ります。)
- 2 段差の解消、傾斜の解消
居室・廊下・トイレ・浴室・玄関などの各室間の段差をなくすための工事や、玄関から道路までの通路の段差や傾斜をなくすための工事・スロープの設置や転落防止柵の設置など。(スロープの設置、転落防止柵の設置は固定されたものに限ります。)
- 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
畳から板製床材、ビニール系床材などへの変更、浴室の床材の滑りにくいものへの変更、通路面の滑りにくい舗装への変更など
- 4 引き戸等への扉取替え、扉の撤去
開き戸から引き戸・折戸・アコーディオンカーテンなどへの取替え、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置など
- 5 洋式便器等への便器の取替え
和式便器から洋式便器への取替え
- 6 上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
 - * 手すり取付のための壁の下地補強
 - * 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事
 - * 床材変更のための下地補修や通路面の材料変更のための路盤整備
 - * 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
 - * 便器の取替えに伴う給排水設備工事、床材の変更(水洗化や部屋を広くするために壁を取り払うなどの改修は該当しません。)



《申請の流れ》

※改修前に介護保険課介護保険担当に申請します。⑪改修後の申請は受付できません。
※相談後又は事前申請書提出後に、市担当者が改修予定のお宅に確認に伺います。

- 1 改修内容の相談・検討
着工前に必ずケアマネジャー等(ケアマネジャーがいなない場合は市)に相談をします。⑫改修内容は介護保険の保険給付対象に限られます。



2 事前申請書の提出

所定の申請書に記入し、関係書類を介護保険課介護保険担当に提出します。
事前申請には2通りの申請方法があります。

① 償還払いによる事前申請

工事費を施工業者に全額支払いし、後に市から支給される助成金を受ける方法です。

② 受領委任払いによる事前申請

工事費のうち自己負担分（1割分）と補助対象外分、支給基準限度額を超えた分のみを施工業者に支払い、後に市から支給される助成金（9割分）は施工業者に市が直接支払いをする方法です。この方法ですと、住宅改修をするための一時的な費用負担がなくなります。

Ⓢただし、次の方は受領委任払いの利用はできません。

◆施工業者の同意が得られない場合。

◆介護保険料等に滞納がある方。

◆要介護（要支援）の認定結果が出ていない方。

◆入院、入所中の方。

事前に提出する書類

- 介護保険住宅改修費の支給に係る事前申請書
- 住宅改修理由書
- 日付入りの改修予定箇所の写真
- 工事見積書
- 部材のカタログのコピー（金額の判るもの）
- 住宅改修予定箇所平面図または、見取図
- 入院入所中や認定前の場合は承諾書（必要に応じ）
- 住宅改修に係る承諾書（本人持家の場合は不要）
- 介護保険住宅改修費受領委任払用同意書（受領委任払いの場合）
- 介護保険住宅改修費受領委任払制度に係る取扱誓約書（受領委任払いの場合）

3 承認・不承認通知書の交付

審査の結果は、承認・不承認通知書を被保険者に郵送で通知します。

Ⓢケアマネジャーもしくは施工業者の方には電話で別途連絡します。



4 工事着工

5 完成後の給付費の支払い

施工業者に改修費を全額支払していただきます。

Ⓢ受領委任払いの場合は、本人負担額と補助対象外分、支給基準限度額を超えた分を支払していただきます。

6 住宅改修支給申請書の提出

完成後に支給申請書と、関係書類を介護保険課介護保険担当に提出します。

① 償還払いによる申請の場合

工事終了後に提出する書類

- 介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書
- 領収書（被保険者名）
- 工事内訳書等
- 日付入りの改修箇所後の写真
- 承認通知書（事前申請審査後に被保険者に郵送する通知書）

② 受領委任払いによる申請の場合

工事終了後に提出する書類

- 介護保険住宅改修費受領委任払用支給申請書
- 1割分の領収書（被保険者名）
- 日付入りの改修箇所後の写真
- 事業者からの介護保険住宅改修費（受領委任払）用の請求書
- 工事内訳書等
- 承認通知書（事前申請審査後に被保険者に郵送する通知書）

7 給付支給決定通知書の交付

市は、支給申請書の提出を受けて、給付費を決定し申請者に通知します。

Ⓢ受領委任払いの場合は、施工業者にも給付費を決定し通知します。

8 給付費の支給

給付費は、完成後の申請のあった日から30日前後で支給されます。

お問い合わせ先

山梨市役所介護保険課介護保険担当

TEL 0553-22-1111 内線1225